

令和5年度第1回さいたま市農業委員会定期総会議事録

日 時：令和5年4月18日（火） 11時20分

場 所：ときわ会館5階 小ホール

1 開 会	石川会長職務代理者より開会宣言。
2 会 長 挨 拶	西形会長挨拶。
(司会)	本会議の議長は、「さいたま市農業委員会会議規則」第4条の規定により、会長が務めることとなっております。会長、よろしくお願いいたします。
3 総会成立の報告	会議成立の報告をいたします。
(議長)	本日は、在任委員全員出席しており、「さいたま市農業委員会会議規則」第6条の規定による過半数を満たしております。よって、本総会は成立しております。
4 議事録署名委員の指名	議事録署名人を指名いたします。議席番号3番「小島道隆委員」、議席番号4番「細沼和明委員」、2名を指名します。よろしくお願いいたします。
5 議 事	議案第1号 行政不服審査法第32条第2項の規定に基づく審査請求に対する証拠書類等の追加提出について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。
(議長)	議案第1号について、ご説明いたします。
(事務局)	資料1の1ページをお開き願います。こちらにつきましては、行政不服審査法に基づく審査請求の関係でございます。4ページをお開き願います。現在、審査請求人から提出された審査請求について、審理手続き中でございますが、この度、農地転用の許可処分を下した相手方より、ご覧のとおり、許可の取り消しを求める願いが処分庁業務を担当する農地調整課に令和5年3月15日付けで提出されました。これにつきまして、同日付けで受理、決定したことから、去る月例総会にて報告事項で報告させていただきました。そして、審理手続き中に新たな証拠書類が生じたことから、処分庁から審査庁あてに証拠書類の追加提出をすることについて、承認を求めるものでございます。追加提出をする書類といたしましては、審査庁あての通知文、3ページ目の証拠説明書、4ページ目の取消願となります。説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
(議長)	事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。 発言のある方は挙手をお願いします。 質問も無いようですので、質疑を終結し、採決に移ります。 それではお諮りします。 議案第1号 行政不服審査法第32条第2項の規定に基づく審査請求に対する証拠書類等の追加提出について、賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。 出席委員全員賛成のため、議案第1号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(議長)

続きまして、議案第2号 行政不服審査法第41条の規定に基づく審査請求に対する審理終結について、を議題といたしますが、次の議案第3号 行政不服審査法第44条の規定に基づく審査請求に対する裁決について、も関連しておりますので、この二つの議案を一括して審議いたします。それでは事務局の説明を求めます。

(事務局)

ただ今、議案第1号をもちまして、新たな証拠書類が審査庁の方に提出されたことから、令和5年3月15日の審査請求の対象となった許可処分が取り消されました。このことにより、当該審査請求は不適法となり、そこで行政不服審査法第41条第1項の規定に基づき審理手続きを終結するものでございます。

議案書の7ページ、議案第3号をお開き願います。議案第3号は、審理手続きの終結とともに裁決書についてのご審議、ご決定をいただくものでございます。9ページ目をお開き願います。こちらが裁決書(案)となります。まず、裁決、中段部分、主文、本件審査請求を却下する。事案の概要、1から3番につきましては、本件許可処分の概要を、9月月例総会で決定を経た経過について記載してございます。さらに、項目5番、先ほど議決いただきました審査請求に伴う許可処分の取り消しを受理し、同日付けで取り消しを行った旨の概要を記載してございます。

次に、審理関係人の主張の要旨に移ります。1番目といたしまして審理請求人の主張、次ページに跨りますが、こちらは審査請求書より令和4年度第2回定期総会で報告事項としてご報告申し上げた内容となっております。次に、項目2番目、処分庁の主張でございますが、こちらは令和4年度第3回定期総会で議決した弁明書の内容を記載してございます。11ページに移りまして、上段4行目と5行目になりますが、先ほどご議決いただいた審査請求に関わる処分の取り消しの申請が提出され、同日付けでこれを受理し、取り消した旨の処分庁からの主張を追加してございます。

続きまして、処分の理由の欄になりますが、こちらは読み上げさせていただきます。

行政不服審査法第2条に規定する行政庁の処分に不服がある者とは、当該処分について不服申立てをする法律上の利益を有する者、すなわち本件処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうとされ、ここにいう法律上の利益とは、当該処分が取り消された場合に回復すべき法律上の利益を有している必要があるとされている。

したがって、処分の法的効果が消滅し、処分の取消しによって回復すべき法的利益が存在しなくなったときは、当該処分の取消しを求める不服申立ての利益は消滅しているため、その処分の取消しを求める審査請求は却下すべきと解される。

本件審査請求についてみるに、令和5年3月15日に申請者から本件処分を取り消す旨の申請があり、同日処分庁は本件処分を取り消した。よって、その効力がすでに失われており、回復すべき法律上の利益を有しているとは認められない。

以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

なお、教示については、裁決の取り消しの訴えを出来る旨を明文によって記載したものでございます。

本日の審議ご議決後は、追加提出された証拠書類、審理手続きの終結、並びに裁決書を審査関係人に送達することによりすべての手続きが終了するものでご

	<p>ざいます。 以上で説明を終わります。</p>
(議長)	<p>事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
(小林委員)	<p>説明ありがとうございました。もう少し分かり易い言葉で、どういう流れでどうなったかを、誤解が生じない程度に簡略化して説明していただけるとありがたいと思いますので、事務局の方から若しくは高松委員から説明をお願いしたい。</p>
(事務局)	<p>そもそも行政庁の処分に対して、審査請求、それに疑義があるという事を唱えることができるのは、その処分があったという事実に対してのみ行われるという事であります。しかしながら、今回3月15日にその処分を取り消してほしいというふうに処分を受けた者から届出があり、既に許可処分をした行政庁において、それを取り消したという決定がなされたことで、最初にさかのぼって審査請求の対象となる事件が消滅したという事で、主文また理由の方に過去の最高裁判所の判例を基に、そのような決定内容を記載したものでございます。以上でございます。</p>
(議長)	<p>高松委員、補足があればお願いします。</p>
(高松委員)	<p>いま、非常に簡易にして良く要領を得た説明がありましたが、もう少し平たく説明いたしますと、元々この不服審査を申し立てた人は、許可がおかしいという形で争っていました。それなので、その許可が正しいかどうかということこれまで処分をした側が、「こういう理由だからこの許可は正しかったです。」という争い方をしておりました。多分、その許可は正しいと私は思っています。そういう形で許可が正しいか正しくないかを争っていたのですが、今回、新たにその許可自体を取り消してしまうという話がでたので、言ってみれば「争うお題が無くなってしまった。」ということになりました。</p> <p>今までは、中身について検討していましたが、中身以前のところが無くなってしまったので、もう争いの種が無いという形で却下になったと言うことです。ただ、それはあくまで後から出てきた事情で、それまでは一生懸命中身について私たちは正しい仕事をしていましたと言っていました。後から出てきた事によって、ある意味、そもそもの「お題」が無いから却下になりましたと、ちょっと理由付けが変わってきているというところはあります。今回、一番大きかったのは、3月に出てきた取り消しの話によって、「そもそも論に返ってしまった。」みたいな形で今回の議案が出来上がっているとイメージしてもらえればと思います。</p>
(議長)	<p>小林委員、よろしいですか。</p>
(小林委員)	<p>はい、ありがとうございました。</p>
(議長)	<p>それでは、他に質問のある方は、挙手をお願いします。 質問もないようですので、質疑を終結し、採決に移ります。</p> <p>それでは、お諮りいたします。 議案第2号 行政不服審査法第41条の規定に基づく審査請求に対する審理</p>

	<p>終結について及び議案第3号 行政不服審査法第44条の規定に基づく審査請求に対する裁決について、賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>出席委員全員賛成のため、議案第2号及び議案3号については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第4号 さいたま市農業委員会『農地等の利用の最適化の推進に関する指針』の一部改正について、を議題とします。 事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局) 会議資料の13ページ目をお開き願います。 本件は、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正についての議案となります。 現行の指針は、平成29年度第3回定期総会で決定され、最適化の目標と推進方法が定められてございます。15ページをお開き願います。農業委員会法の改正に伴いまして、当該指針には、目標の達成状況の評価の方法を定めることとなりました。そこで、現行指針の本文中に評価方法を追加するものでございます。具体的には、指針中の下線部分を追加し、修正を行うものでございます。まず、15ページにつきましては、基本的な考え方、最下段の部分について当該国からの通知を引用することで、その評価の方法について記載をしております。次のページをお開き願います。遊休農地の発生防止及び解消の評価方法として、最下段に先ほど基本的事項でご説明いたしました、国からの通知を引用することでその評価方法を追加するものでございます。次ページをお開き願います。担い手への農地の利用集積、集約化につきまして、先ほどの説明と同様に最下段の部分に担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法を追加記載するものでございます。次ページをお開き願います。新規参入の促進の評価方法につきまして、最下段に先ほどと同様の通知文を引用記載することによって、その評価方法を記載するものでございます。なお、それぞれで引用通知文の記載につきましては、推進委員並びに農業委員が活動の記録簿をつけることによって、それを一年間さかのぼり、目標に対する達成状況の評価するとの記載が書かれてございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 議案番号の記載について訂正がございました。13ページの議案番号を議案第4号へ訂正をお願いします。</p> <p>(議長) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(浅子委員) 15ページですが、実施要領を別途定めとなっておりますが、どのようなものだったか思い出せない。中身も全然わからない。あったのなら、一部改正に伴って変わってくるのか。</p> <p>(事務局) 実施要領については、当時定めたものがございます。内容については、細かい委員活動についてでございますが、今回の一部改正による影響はありません。 今回の農業委員会等に関する法律並びに農業経営基盤強化促進法の改正の中で人・農地プランを改めて地域計画の素案作りが農業委員会の責務として法律に規定されました。最適化の指針については、今年度が目標年度であることから新たな目標の設定と地域計画に取り組むという項目についても追加するような大きな改正が予定されておりますので申し添えさせていただきます。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>(議長)</p> <p>6 そ の 他</p> <p>7 閉 会</p>	<p>質問もないようですので、質疑を終結し、採決に移ります。 それではお諮りします。 議案4号 さいたま市農業委員会『農地等の利用の最適化の推進に関する指針』の一部改正について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>出席委員全員賛成のため、議案第4号については、原案のとおり承認することに決定します。</p> <p>以上をもって、本日の議案は、全て終了いたしました。</p> <p>なし</p> <p>関口会長職務代理者より閉会を宣言。</p>
-----------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------